

# 投票区の見直しに関するご意見を募集します

● 選挙管理委員会事務局  
☎ 82-1113

市選挙管理委員会では、市内の投票区の利便性と公平性を確保することを目的に、市内全域を対象に投票区(投票所)の見直し作業を進めてきました。

このほど素案を作成しましたので、投票区の見直し案に対するパブリックコメントを実施します。市民の皆さんのご意見をお寄せください。

## 投票区の現状と課題

現在の投票区は、旧町村の設定をそのまま引き継いだもので、市内全域に35カ所あります。これらの投票区は、有権者数、投票所までの距離、投票所の数などで大きな開きが出ています。特に小規模の投票所では、投票立会人を確保することが難しくなっています。また、投票施設に段差がある、駐車場が狭いなど、高齢者や身体の不自由な方が投票しにくい環境の投票所もあります。

## 投票区の見直しの考え方

- 見直しの対象区域は市内全域ですが、旧町村の区域内で見直します。
- 原則、現在の投票区を分割せず、統合します。
- 原則、有権者登録数が1投票所500人以上2,500人未満となるよう調整します。ただし、船引投票所は分割するための適当な施設がないため、常葉第6投票所は距離や地域性を総合的に考慮して、対象から除きます。

## 投票区の見直し案

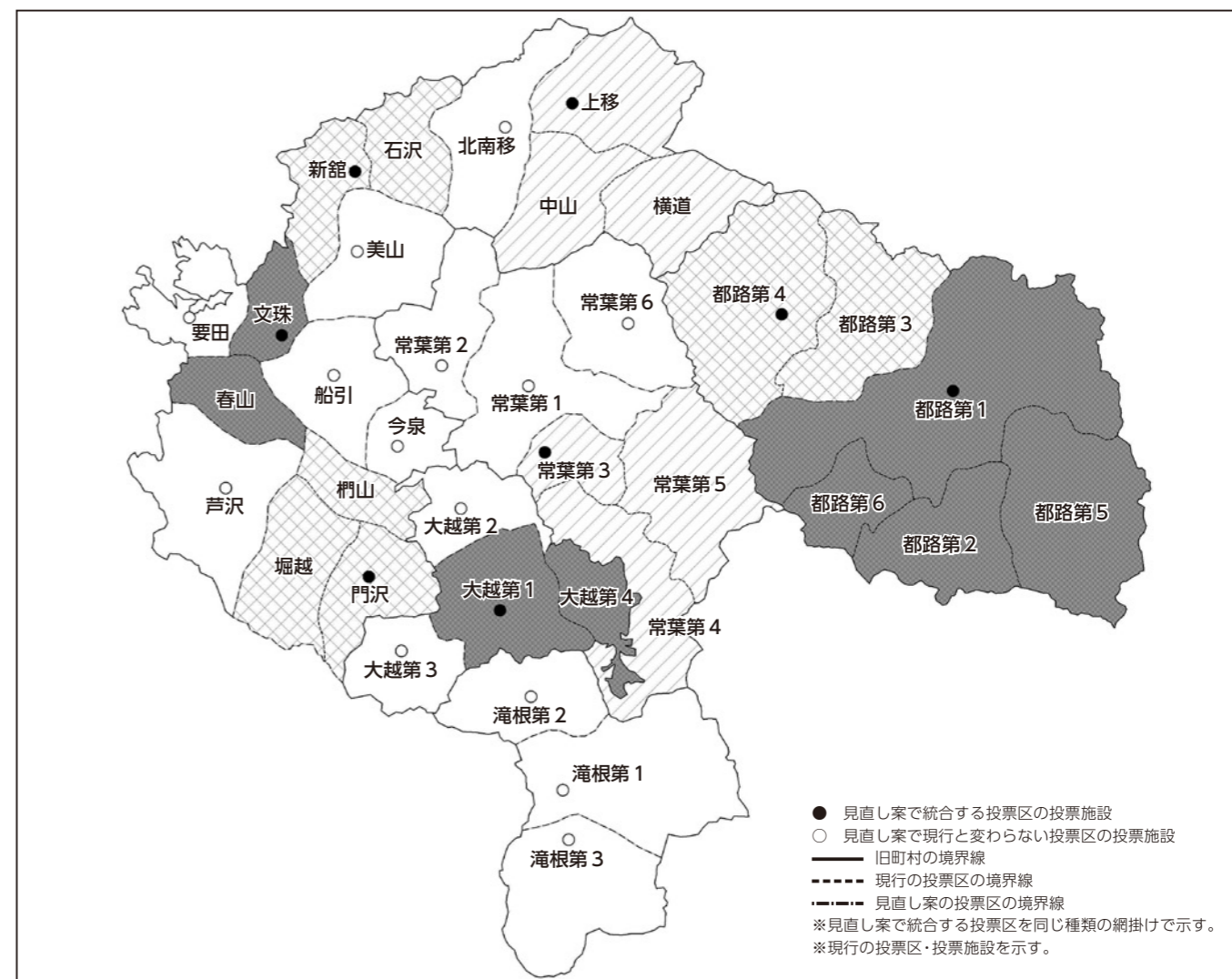
昨年12月1日時点 **35**カ所

見直し案 **22**カ所

投票区	投票施設	有権者数
滝根第1	滝根公民館	1,974人
滝根第2	滝根公民館菅谷分館	1,068人
滝根第3	天地人大学	812人
大越第1	おおごえふるさと館	2,190人
大越第2	大越農村婦人の家	985人
大越第3	牧野多目的交流センター	561人
大越第4	早稲川多目的交流センター	226人
都路第1	都路行政局	776人
都路第2	大久保生活改善センター	155人
都路第3	道之内繭集出荷所	265人
都路第4	旧岩井沢児童館	704人
都路第5	地見城多目的研修集会施設	201人
都路第6	馬洗戸集会所	56人
常葉第1	常葉行政局	2,225人
常葉第2	西向中集会所	1,091人
常葉第3	常葉公民館関本分館	305人
常葉第4	早稲川集会所	209人
常葉第5	堀田集会所	514人
常葉第6	常葉公民館山根分館	392人
今泉	旧今泉小学校体育館	650人
船引	田村市役所	7,337人
春山	春山多目的集会所	599人
文珠	文珠出張所	715人
美山	美山出張所	1,176人
新館	瀬川出張所	914人
石沢	石沢地域多目的集会所	422人
上移	移出張所	532人
北南移	北南移コミュニティプラザ	799人
中山	中山生涯学習センター	331人
横道	横道区集会所	195人
芦沢	芦沢農業センター	1,158人
門沢	七郷出張所	549人
桐山	旧桐山小学校体育館	542人
堀越	船引南小学校体育館	995人
要田	要田出張所	751人

投票区	投票施設	有権者数
滝根第1	滝根公民館	1,974人
滝根第2	滝根公民館菅谷分館	1,068人
滝根第3	天地人大学	812人
大越第1	おおごえふるさと館	2,416人
大越第2	大越農村婦人の家	985人
大越第3	牧野多目的交流センター	561人
都路第1	都路行政局	1,188人
都路第2	旧岩井沢児童館	969人
常葉第1	常葉行政局	2,225人
常葉第2	西向中集会所	1,091人
常葉第3	常葉公民館関本分館	1,028人
常葉第4	常葉公民館山根分館	392人
今泉	旧今泉小学校体育館	650人
船引	田村市役所	7,337人
文珠	文珠出張所	1,314人
美山	美山出張所	1,176人
瀬川	瀬川出張所	1,336人
移	移出張所	1,058人
北南移	北南移コミュニティプラザ	799人
芦沢	芦沢農業センター	1,158人
七郷	七郷出張所	2,086人
要田	要田出張所	751人

※有権者数は昨年12月1日現在のもの。  
※投票施設は、現段階で想定される投票施設です。投票区の名前は変更となる場合があります。



## 投票率を維持する対策

投票区の統廃合による投票率の低下を防ぐため、期日前投票所の開設日や開設時間の延長のほか、移動期日前投票所の開設、どの投票所でも投票できる共通投票所の開設を検討しています。これらの他にも有効な方法を検討していきますので、市民の皆さんのアイデアをお寄せください。

また、10代、20代の若年層の投票率低迷も大きな課題となっています。あわせてアイデアをお寄せください。

## 意見の募集

- 募集期間…2月1日(木)～20日(火) ※消印有効
- 提出要件…田村市の有権者
- 提出方法…住所、氏名、年齢および見直し案に対するご意見を記入のうえ、郵送、メールまたは持参でお届けください。様式は自由です。ただし、電話や口頭では受け付けません。

## 意見の提出先

- 郵送 〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2 「田村市選挙管理委員会事務局」宛
- 持参 選挙管理委員会事務局(市役所3階)、各行政局市民課または各出張所 ※平日の8:30～17:15
- メールアドレス senkyo@city.tamura.lg.jp

## 資料の閲覧

- 閲覧資料…「田村市投票区の見直し(素案)」
- 閲覧場所…選挙管理委員会、各行政局市民課、各出張所、市ホームページ

## 留意事項

- お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、後日ホームページなどで公表する予定です。
- お寄せいただいたご意見に対しては、個別に回答しません。
- パブリックコメントの募集は、具体的で建設的なご意見を収集する目的で行います。募集と関係ないご意見は取り扱いません。